

一般競争入札（公売）の標準的な手続き

林野・土地等の一般競争入札（公売）の標準的な手続きについてご案内します。

番号	項目	説明
1	入札参加に必要な資格	次のいずれにも該当しない方なら、どなたでも参加することができます。 ただし制限能力者（特別な場合を除く）、破産者及び公正な競争を妨げた者等は参加できません。 予決令第70条に規定する者 予決令第71条に規定する者 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16号の規定に該当する者
2	入札物件の公告	入札の日時、場所等の具体的な内容については、森林管理署等の掲示板によりお知らせします。 また、関東森林管理局ホームページの「森林管理署情報」から「公売公告」を見ることができます。
3	公告した書類等の閲覧・交付	国有財産売払公告書、入札注意書及び国有財産売買契約書等は、入札の公告期間中、物件を所管する森林管理局・森林管理署等に閲覧用に備え付けるほか、希望される方には交付します。
4	現地説明会	入札日前に現地説明会を実施します。ただし、現地説明会に参加しなくても入札に参加できます。
5	代理人等	入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出していただきます。共同買受けをする場合は、入札前に「代表者選任届」を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札していただきます。
6	入札保証金の納付	入札に参加される方が見積りした 入札金額の100分の5以上に相当する金額 を、現金又は銀行等が振出し若しくは支払いを保証した小切手により、納付していただきます。なお、入札保証金は落札した場合は、契約保証金に充当します。落札しなかった場合は、入札終了後に返還します。
7	入札書	入札書は所定の用紙を使用し、入札者の住所氏名（名称）を記名のうえ、押印又は署名し、入札金額は売払い物件の金額を記入します。
8	落札者の決定	入札いただいた有効札のうち、予定価格以上で最高のものをもって落札者と定めます。
9	契約者	落札者以外の名義人及び競争参加に必要な資格の証明書の提出がない者とは契約は締結しません。
10	競争参加に必要な資格の証明書の提出 (契約締結に先立ち必要な書類)	個人の場合 「住民票」 法人の場合 「法人登記の現在事項全部証明書」
11	契約書の作成	契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。
12	契約の締結	落札決定の日の翌日から起算して10日以内に売買契約を締結させていただきます。
13	契約保証金の納付	落札者は、契約締結の際には契約保証金として 売払金額の100分の10以上に相当する金額 を納付していただきます。なお、この契約保証金は売払代金に充当します。
14	売払い代金の納付	契約締結の日の翌日から起算して15日以内に売払い代金（契約保証金として既に納付している金額を除いた額）を国が発行する納入告知書により納付していただきます。
15	所有権の移転及び登記	売払い代金の納付確認後に所有権が移転します。所有権の移転及び登記の手続きは、買受け者の請求により国が嘱託登記を行います。
16	費用負担	売買契約書（国保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
17	売払い条件	一般的には条件を付しませんが、物件により、契約の日から5年間は所有権の移転又は権利の設定はできません。また、風俗営業等の業の用に供することもできません。